

改訂 2022年06月22日

定 款

株式会社 PEGASUS

大阪市福島区鷺洲五丁目7番2号

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社PEGASUSという。英文では、PEGASUS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ミシン機械および附属品、その他の縫製関連機器の製造販売ならびに修理。
2. 前号に関する商標の貸与、技術およびノウハウの供与ならびに指導。
3. ミシン機械および附属品、その他の縫製関連機器のレンタル業。
4. 不動産売買、賃貸、管理ならびにその仲介。
5. 電子計算機のソフトウェアの開発、販売ならびに計算サービス業務の受託。
6. 損害保険代理業。
7. 生命保険募集に関する業務。
8. 工作機械部品の受託生産。
9. ミシンによる装飾縫製加工商品の企画、製造ならびに販売。
10. 自動車部品およびその他の自動車関連機器の製造および販売。
11. 前各号に付帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、76,928,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合の株主または代理人は、代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第16条 当会社に取締役10名以内を置く。

(選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に

加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第21条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選任)

第22条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第23条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第24条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第26条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役および会計

監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第29条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。